

撮影申請書の提出基準

内 容	撮影申請		利用許可申請	
	不要	必要	不要	必要
(1) 記念撮影				
①個人のスナップ写真等の撮影	○※1		○	
②社内報や会報のための撮影		○	○※2	
③撮影を職業とする者による撮影※3 (申請者が依頼する場合を含む)		○		○
(2) 広告・宣伝目的の撮影				
①個人、自社の社員等による撮影		○	○	
②撮影を職業とする者による撮影		○		○
(3) 写真集・雑誌等の撮影		○	○※2	
(4) 映画・ドラマ・CM等の撮影		○		○
(5) 新聞等、報道機関による撮影	○※4			
(6) テレビ番組のための撮影				
①報道を目的とした撮影	○		○	
②上記以外の番組撮影		○	○※2	

※1 WEB、SNS等で公開する場合は撮影申請が必要です。

※2 他の施設利用者を排除して撮影を行う場合は、撮影する部屋の利用許可申請が必要です。

※3 業としての撮影には、撮影を職業としての行う場合のほかに、金銭の授受を伴う撮影、また反復的、継続的に行っている個人の撮影者も含まれます。

※4 新聞等、報道機関による撮影であっても、事前に特集記事等を掲載する場合は撮影申請が必要です。

その他、ドローン等を使用する場合は、他の利用者、また文化財の保護の観点から撮影申請及び利用許可申請が必要です。

ドローン等を使用する場合は、「文化財保護課所管施設におけるドローン等対応方針」に基づく手続きが必要となります。